アフターサービスについて

ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

MORITA GROUP モリタ宮田工業株式会社
〒253-8588神奈川県茅ヶ崎市下町屋1－1－1
TEL 0467－85－1210（お客様相談室）

TS02540　2015. 03

MORITA GROUP モリタ宮田工業株式会社

移動式粉末（第三種）消火設備
取扱説明書

品番 SHA33
SHA33G（クリーニング用ガスボンベ別置きタイプ）

このたびは、移動式粉末消火設備をお求めいただき誠にありがとうございました。
設置される前に、この説明書をよくお読みいただき、正しい使い方、正しい点検をされますようお願いいたします。
なお後々のため、この説明書は大切に保管しておいてください。

ご販売店様へ･･･この取扱説明書は必ずお客様にお渡しください。

仕　様

品　番	SHA33	SHA33G
型式認定番号	C-491号	
消火薬剤の種別	第三種粉末消火薬剤（ABC）	
消火薬剤充てん量	33kg	
ホース長さ	20m	
格納箱寸法	幅270・高さ1120・奥行360（mm）	
総 質 量	約80kg	約75kg

・危険物対応品では危険物用粉末消火薬剤（ABCK）になります。
・特注品の場合、格納箱寸法が違うことがあります。

この粉末消火設備は、粉末消火薬剤を充てんした移動式粉末消火設備として適応防護区画付近に設置し、火災発生時にこの消火設備を操作してホース先端にあるノズルより粉末消火薬剤を放射して火災を消火するものです。

各部の名称

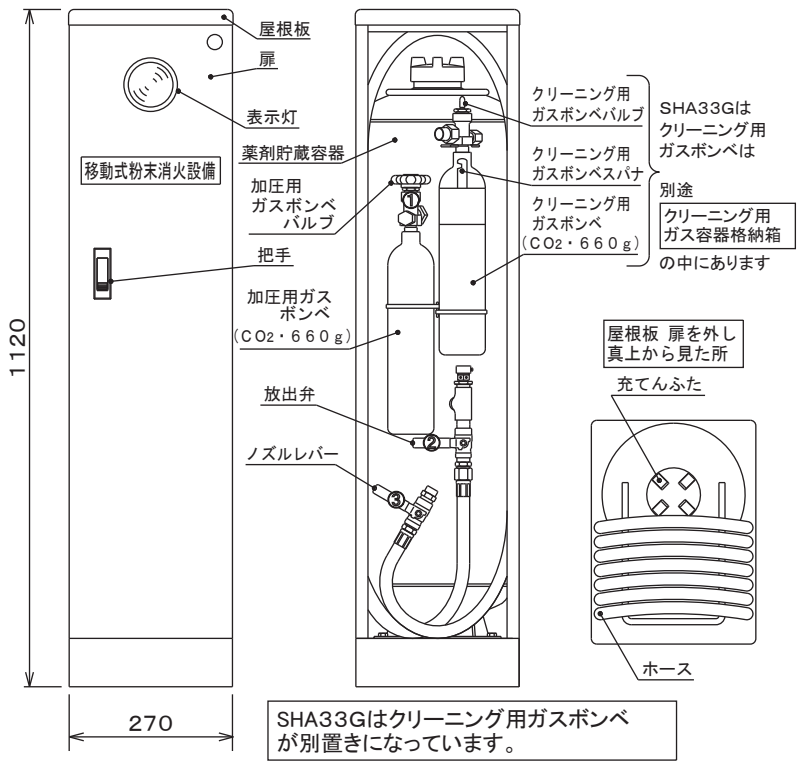

●注意事項

本機器の格納箱は、屋根板と上側ドアヒンジが一体の構造となっております。
そのため、使用後の処置等で屋根板を取り外す際には、扉が倒れて破損するおそれがありますので、手を添えるなど倒れの防止を行ってください。

使用方法　消火設備に表示されている使用方法にて操作してください

1 加圧用ガスボンベバルブ①を全開する

2 放出弁②を全開する

3 ホースをのばしノズルレバー③を全開する

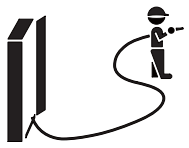

火炎の根元を左右に掃くようにノズルを動かして消火する

●ノズルレバーを閉にすると放射が止まります。
●消火後は、完全に消火したことを確認してください。

安全上のご注意　必ずお守りください

この表示は、してはいけない「禁止」内容です。

この表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。

この表示は、気をつけていただきたい「注意喚起」内容です。

警告　死亡または重傷などを負う可能性が想定される内容です

加圧用ガスボンベバルブ、放出弁は平常時は閉位置のこと。

これらのバルブ類が開いていると、火災時に使用できないおそれがあります

注意　傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される内容です

人に向けて放射することは絶対にしないでください。

放射される消火薬剤が直接顔に当たると、呼吸困難や失明等のおそれがあります。

消火の際、火元に近づき過ぎないでください。

火炎による火傷のおそれがあります。

火災または点検の場合以外は操作しないでください。

不適切な操作をすると、火災時に使用できないおそれがあります。

使用方法をよく確認してください。

誤った使用方法で操作しますと消火できないおそれがあります。

ホースに油等が付着した場合は、すぐに拭いてください。

ホースの劣化を早めるおそれがあります。

定期的に点検を実施してください。

点検をしなかったことにより、火災の時に使用できないおそれがあります。

●消防法により６ヵ月に1回の外観点検および機器点検、1年に1回の総合点検を行うことと規定されています。点検はお求めの販売店にご相談のうえ、専門の消防設備士の点検を受けてください。

使用後の処置について

1．電気設備、電気器具等の火災では、電源を遮断してください。

2．消火薬剤が目に入ったときは、速やかに水洗いし、目に痛みを感じたり充血した場合は医師の診察を受けてください。

3．消火薬剤が皮膚にかかったときは、速やかに水洗いしてください。

4．消火薬剤がかかった食物は食べないでください。

消火薬剤を故意に食べたりしないでください。消火薬剤は、人体に対し有害性や毒性はほとんどありません。

5．消火薬剤がかかった器物は速やかに掃除してください。

●よく水洗いしてください。水洗いできないものは水で濡らした雑巾でよく拭き取ってください。

●飛散した消火薬剤をそのまま放置しておきますと、金属類の腐食や塗装面を変質させるおそれがあります。

6．消火薬剤のかかった電気機器は電源を遮断してから掃除を行ってください。また、電気絶縁性が低下しているおそれがありますので、専門の業者に点検を依頼してから、通電してください。

7．使用後の消火設備は速やかに販売店に再充てんを依頼してください。

●外観・機能に異常がなければ再充てんして使用できます。お求めの販売店にご相談ください。

●消火設備の再充てんを行うには消防設備士の資格が必要です。お求めの販売店にお申し付けください。

維持・管理について

1．消火設備の充てんふた・ホースなどをゆるめないでください。

●充てんふた、ホースなどをゆるめたまま使用すると破裂するおそれがあります。

●消火設備の機器点検・整備は、消防法の取り決めにより、消防設備士または消防設備点検資格者の資格を有する者が行なえる業務とされています。お求めの販売店にお申し付けください。

2．消火設備のためし放射はしないでください。

3．日常の点検を行ってください。

以下の項目で異常がある場合は速やかに販売店に連絡し、機器点検、整備等の処置を行ってください。

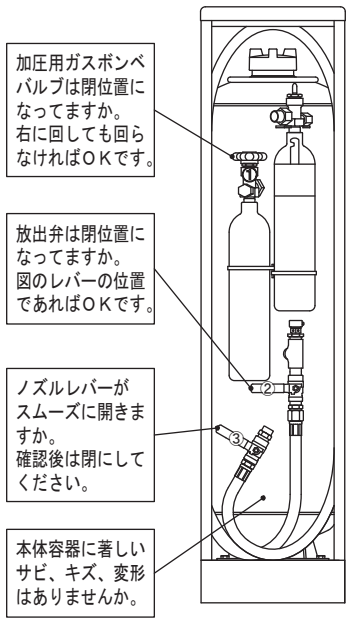

※これらの日常の点検の他に消防法に基づく定期点検が必要です。お求めの販売店にお申し付けください。

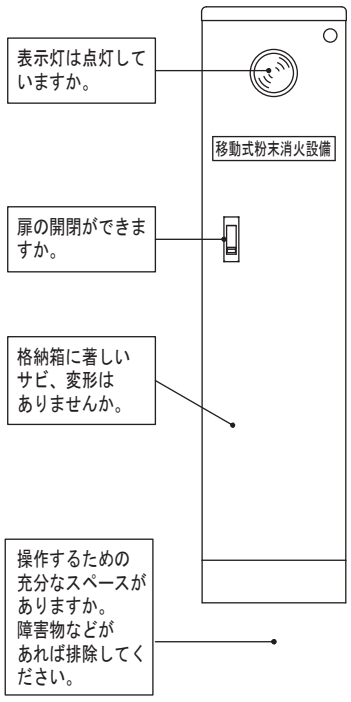

※異常の状況により下記のような内容が想定されます。

異常の状況	想定される内容
加圧用ガスボンベバルブが閉でない	使用済みのおそれ、使用できないおそれ
放出弁が閉でない	充分な放射ができないおそれ
ノズルレバーがスムーズに開かない	使用できないおそれ
容器本体に著しいサビ、キズ、変形がある	破裂するおそれ
表示灯が点灯していない	消火設備の位置が確認できないおそれ
扉の開閉ができない	使用できないおそれ
格納箱に著しいサビ、変形がある	内部機器に影響を及ぼすおそれ
操作するための充分なスペースがない	使用できないおそれ

※ＳＨＡ３３Ｇの場合はクリーニング用ガスボンベは、ＳＨＡ３３のように本体に取付けず、別置きになっております。

同フロア内に下図のような「移動式粉末消火設備専用クリーニング用ガス容器」と表示された格納箱内に、クリーニング用ガスボンベが４本収納されているかご確認ください。